

No	分類	質問	回答(前版から変更があったQ&AはNoを赤字で表記)
13 木材関連事業者の登録			
106	登録	クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録は義務か。	登録は任意です。
107	登録	改正前のクリーンウッド法の下で登録を受けていた登録木材関連事業者の登録は無効になるのか。	改正前に登録を受けた登録事業者は、更新までの間であれば、改正前後の登録要件で重複している事項(具体的には、体制の整備、登録等の情報提供のみ)を実施すれば、登録は取り消されません。
108	登録	改正前のクリーンウッド法が効力を持つ令和7(2025)年3月31日までに、新規の登録申請をしてもよいか。	改正法の施行に伴い登録要件である努力義務が変わるため、これから新たに登録を申請するのであれば、改正後のクリーンウッド法施行後の令和7年4月以降に行っていただくことをおすすめしています。
109	登録	改正後のクリーンウッド法における登録要件は何か。	法第13条第1項の判断の基準となるべき事項を踏まえ、合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を確実に講ずることが要件となります。具体的には、①体制の整備(責任者の設置、取組方針の作成)、②合法性確認木材等の数量を増加させるための措置(取引相手の選定、合法性確認結果のリクエスト)、③違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置(取引相手の見直し等)、④義務以外の情報の保存、⑤義務以外の情報伝達、⑥登録や認証情報等の提供、となります。
110	登録	登録申請に当たっては、どのような書類が必要となるのか。	木材関連事業者は、登録実施機関に対して、登録の申請に当たり、以下の書類を提出する必要があります。 ①申請書(名称・住所、登録を受けようとする事業の範囲を記載) ②添付書類(判断基準省令第1条第2項に定める取組方針) ③その他の書類(住民票の写し、定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員の名簿、本法により刑罰を受けたあるいは登録を取り消されてから一年を経過していない者であることの自己申告書) なお、登録申請の具体的な方法については登録実施機関にお問い合わせください。 登録実施機関一覧はクリーンウッド・ナビに掲載しております。 https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/touroku/jigyoushatouroku.html#jissikikan
111	登録	登録にはどのくらいの期間がかかるのか。	登録事務は登録実施機関が行っており、申請書等の提出から登録完了まで概ね2週間から1カ月程度ですが、申請状況等により変わりますので、詳細については登録実施機関にお問い合わせください。
112	登録	連結子会社を含めたグループ企業、業界団体において、一括で登録できるのか。	登録実施機関が委任申請を受けることは可能です。ただし、申請を委任しているだけであって、申請者はあくまで個別事業者となります。委任申請としては、小規模な事業者の登録を促進するため、業界団体等が委任を受けて申請することや、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」により業界団体を取り組んできたことを活用するため、そのような業界団体が委任を受けて申請すること、連結子会社を含めたグループ企業において、親会社等が委任を受けてグループ内の企業の申請を行うことを想定しているものです。なお、詳細は、登録実施機関に確認する必要があります。
113	登録	登録実施機関によって、登録対象に違いがあるのか。	登録実施機関は、登録実施事務の対象を明らかにすることになっており、登録実施機関の判断により、登録実施事務の範囲が限定されることがあります。
114	登録	登録を行う際に部門や事業所等を限定できるのか。また、建築又は建設をする事業の場合、工事現場単位での登録は可能か。	第1種事業者については、第1種事業を行う部門、事業所、工場又は事業場の全てを対象として登録することが必要です。ただし、第2種事業者については、部門、事業所、工場又は事業場ごとに登録することが可能です。また、第2種事業者のうち建築・建設事業を行う事業者においては、工事現場単位の登録を可能としています。工事が終了した場合には、登録の取消しを行う必要があります。
115	登録	プロジェクト単位での登録は可能か。	建築・建設事業を行う事業者においては、プロジェクト単位の登録を可能としています。プロジェクトが終了した場合には、登録の取消しを行う必要があります。

No	分類	質問	回答(前版から変更があったQ&AはNoを赤字で表記)
116	登録	第1種事業と第2種事業の双方の事業を行っている場合には双方に登録する必要があるか。また、第1種事業及び第2種事業の両方を登録する場合、一つの申請書で申請することは可能か。	第1種事業と第2種事業の双方を行っている場合においては、第1種事業及び第2種事業の双方、またはどちらか一方のみ登録いただくことが可能です。その場合の申請については、1つの申請書で対応できますが、詳細は、登録実施機関にお問い合わせください。
117	登録	改正前のクリーンウッド法では、輸入事業者の中で、①木材等を輸入する事業と②当該木材等を国内で販売する事業を行っている場合は、①が第1種事業、②が第2種事業とされていたが、改正後も同様か。登録はどの様になるのか。	改正後は法第6～8条により、輸入事業によって譲り受けた木材等を譲り渡すまでを第1種事業と整理します(※)。したがって、同一木材関連事業者の中での部門間の木材等の譲渡しという概念は存在せず、①及び②を合わせて第1種事業となります。これに伴い、従来は当該事業者が登録木材関連事業者の登録を受ける場合、輸入(第1種部門)と販売(第2種部門)のそれぞれの部門について登録が必要と整理していましたが、今後は、輸入・販売を合わせて第1種登録のみで足りると整理することとなります。なお、合板工場が自ら輸入を行う場合など、1つの事業体が輸入、加工、販売を行う場合においても、これらの全ての事業が第1種事業となります。 ※ 輸入のみを行い、他の事業者に譲り渡さない場合は自家消費扱いとなります。ただし、販売部門が国内の他社から木材等を調達して販売している場合、当該事業は第2種事業にあたるため、当該事業の登録を受ける際は第2種の登録が必要となります。
118	登録	改正後は、輸入事業によって譲り受けた木材等を譲り渡すまでを第1種事業と整理することだが、改正前に輸入部門を第1種、販売部門を第2種として登録を受けていた場合は、改めて登録を受ける必要があるのか。	輸入事業者については、改正後は第1種登録のみとなる一方、改正前に登録を受けている場合は、次の登録更新までは現在の登録(輸入部分は第1種、販売部分は第2種)を維持することができます。この経過措置期間中の年度報告における報告は、第1種事業にかかる報告のみでよいこととします(第2種事業の報告は不要)
119	登録	素材生産販売事業者は登録を受けることができるのか。	登録制度は木材関連事業のみを対象とする仕組みのため、素材生産販売事業者は登録を受けられません。ただし、素材生産販売事業者と木材関連事業者の両方の立場を兼ねている事業者であれば、木材関連事業者として登録いただけます。
120	登録	登録料はいくらになるのか。	登録料や更新料等は、登録実施機関が定めることとなっているので、登録実施機関に確認してください。
121	登録	登録申請書には合法性の確認等を行った実績を記載するのか。今後の取組を記載するのか。後者の場合、想定していた取組が仮に行えなかった場合登録は取り消されるのか。	登録申請書には、合法性の確認等を行った実績を考慮しつつ、今後の合法性の確認等の取組を記載します。想定していた取組が行えなかったとしても直ちに登録を取り消すことはありませんが、登録実施機関からそのような状況になったことや今後の取組方針の報告を求められる可能性があります。
122	登録	登録が取り消された後、欠格期間を経て、再度登録する場合には、登録免許税や登録料を再度支払うのか。	登録が取り消された後、欠格期間を経て、再度登録する場合には、新規の登録と考えられ、登録免許税や登録料は再度必要になります。
123	登録の取消	登録木材関連事業者は違法な木材等を取り扱った場合に登録の取消となるのか。	合法性の確認を行ったにもかかわらず、結果的に違法な木材等を取り扱ったとしても、これをもって登録を取り消すことはありませんが、合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に実施しているかについて疑義が生じた場合には、登録の取消しに至る場合があります。
124	年度報告	登録木材関連事業者が登録実施機関から求められる年度報告とはどのようなものか。	年度報告は、4月1日から翌3月31日までの、①木材等の取扱量(入荷量)及び合法性確認数量の実績、②合法伐採木材等の利用を確保する措置の実施状況等について報告を求めています。なお、登録を受けた日が属する年度については、当該登録を受けた日からその年度末(3月31日)までの実績について報告を求めます。
125	その他	不適切な名称の使用とは何か。	登録を受けていないにもかかわらず、登録木材関連事業者の名称を使用すること、登録を受けていない事業内容に係る取引において登録木材関連事業者の名称を使用すること等です。
126	その他	登録木材関連事業者は合法性確認木材等しか取り扱えないのか。	登録木材関連事業者であっても、合法性確認木材等でない木材等を取り扱うことは可能です。